d　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(20)ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 [(5)～(7)　略]	[加える。] [(5)～(7)　同左]
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　金融商品取引業者等	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　業務	第二節　［同上］
［第一款～第四款　略］	［第一款～第四款　同上］
第五款　暗号資産関連業務に関する特則（第百四十六条の三―第百四十六条の五）	第五款　弊害防止措置等（第百四十七条―第百五十五条）
第六款　弊害防止措置等（第百四十七条―第百五十五条）	第六款　雑則（第百五十六条）
第七款　雑則（第百五十六条）	［第三節～第七節　同上］
［第三節～第七節　略］	第三章　［同上］
第三章　金融商品仲介業者	第一節　［同上］
第一節　［略］	第二節　業務（第二百六十五条―第二百八十一条）
第二節　業務（第二百六十五条―第二百八十一条の四）	［第三節～第五節　同上］
［第三節～第五節　略］	［第四章～第六章　同上］
［第四章～第六章　略］	附則
附則	（定義）
（定義）	**第一条**　［同上］
第一条　［略］	2　［同上］
2　［略］	3　［同上］
3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	［一・二　同上］
［一・二　略］	［号を加える。］
二の二　電子記録移転権利　法第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。	［三～十　同上］
［三～十　略］	